

+  
=簡易書留=

複写

〒464-0075  
愛知県名古屋市千種区内山三丁目28-2  
KS千種ビル6階F

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦 市郎様



461-81-56126-3

〒137-8799  
東京都江東区新砂2-4-23

日本郵便株式会社 新東京郵便局

複写

複写

複写

複写

複写

複写



受付通番：2022010710591400100000 号



令和4年1月7日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1丁目17番31号

清原名古屋ビル2階 黒岩総合法律事務所

有限会社ワンラブ代理人 弁護士 黒岩 千晶 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28-2 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤 英樹

TEL : 052-734-8107 FAX : 052-734-8108

## 差止請求書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体の申し入れに対し、令和2年9月29日付「ご連絡」と題する書面をいただきました。「書面の記載のみを見ると若干誤解を招くところも見受けられますので、弊社において、よく吟味してみたいと考えております」とのことでしたので、令和2年11月、ご検討いただいた結果について、開示のお願いをいたしました。

その後、再三、開示のお願いをし、都度、開示する旨の回答をいただいておりますが、開示のお願いをいたしました令和2年11月から約8ヶ月が経過する現在に至るも、未だ回答をいただいております。

繰り返しとなりますが、従前の規定について、消費者保護の観点から問題のある記載が存在するところ、ご回答をいただけない以上、当団体としては、貴社が問題のある規定をそのまま使用しているものと解さざるをえません。

そこで、当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付します。本書が到達すべき時期から1週間を経過した後には、当法人は、貴社に対して消費者契約法が定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対して、本書到達後1週間以内に文書で貴社の対応をご回答下さい。

なお、本差止請求書の内容、貴社の回答の有無・内容及び本請求以降の経緯・内容等については、消費者被

受付通番：2022010710591400100000 号

1 / 5 頁

害発生防止の観点から、当法人のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

## 第1 請求の要旨

- 1 当団体は、貴社に対し、別紙条項など、消費者の貴社に対する債務不履行責任や不法行為責任にもとづく損害賠償請求及び債務不履行責任にもとづく解除権の行使を認めないこととする条項を含む契約の締結を行わないことを求めます。
- 2 当団体は、貴社に対し、上記の条項が記載された書面を破棄すること、並びに上記の条項を含む契約の締結を行わないこと及び上記の条項が記載された書面を破棄すべきことを貴社の従業員らに指示することを求めます。

## 第2 紛争の要点

### 1 請求の要旨1について

貴社は、消費者とペットの売買契約を締結するにあたり、以下の各条項を使用しており、これらは、消費者契約法8条1項1号、同項3号及び同法8条の2により無効となります。

(1)「Love Love パック」と題する書面中「◆売買契約」欄記載の条項について

#### ア 条項の内容（抄）

- ①生体販売契約書の内容をご確認頂いた上で、署名捺印又はサインを頂き、その後、当生体の返品、交換、売買代金の返還、医療費を含む金銭の請求、損害賠償などの金銭的負担を強いる行為を要求することはできません。
- ②感染症（パルボウイルス、ジステンパー等の命に関わる重大感染症）による補償も、加入して頂いた補償範囲内での適用とさせていただきます。感染症以外の、発病、疾患、体調不良等につきましても、同様にお引き渡し後は全て、加入して頂いた、補償範囲内での適用とさせていただきます。

イ 本条項が消費者契約法8条1号、同項3号及び同法8条の2に違反すること

(ア) 消費者契約法8条は、

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除…する条項

と規定し、同法8条の2は、

事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ…る消費者契約の条項は、無効とする

と規定しています。

(イ) 本条項では、貴社の販売したペット（生体）について、貴社が原因で病気になった場合も含め、生体販売契約後、購入者において、返品、交換及び一切の金銭請求ができないとされています。これは、貴社において、消費者の貴社に対する債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償請求権の行使は認めず、また、貴社の債務不履行による契約解除権の行使を認めない趣旨と解されます。

これは、事業者の不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号、3号、及び、消費者の解除権を放棄させる条項の無効について規定した同法8条の2に反します。

(2) 「生体販売契約説明後のチェックシート」における条項について

ア 条項の内容

- ・当店お引き渡し後の通院や治療等の費用に関しては医療保険の加入・未加入を問わず加入医療保険内での補償適用となり、弊社からの一切の補償を行うことができませんのでご了承ください。
- ・重大感染症及び感染症以外の発病、疾患、体調不良につきましてもお客様にご加入いただきました医療保険のみの適用とさせていただく事をご了承ください。
- ・内部寄生虫や耳ダニに関しては100%発見し駆虫する事は獣医師でも困難となります。引き渡し後の補償に関しては補償適用範囲でのご対応になることをご了承ください。

イ これらの条項が、消費者契約法8条1項1号及び同項3号に違反すること

これらの条項も、貴社の故意や過失にかかわらず、消費者からの一切の損害賠償請求を認めない内容となっています。

したがって、これらの条項も、事業者の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号及び同項3号に反します。

(3) 「生体販売契約書」における条項について

ア 条項の内容

ペット保険・・病気・怪我の際、医療費の負担を補います。(引き渡し後の通院等、治療費の補償は致しかねますので、ご加入をお願いしております。)

イ 本条項が、消費者契約法8条1項1号及び同項3号に違反すること

当条項も、貴社の故意や過失にかかわらず、ペットの引渡後は、消費者からの損害賠償請求を認めない内容となっています。

したがって、当条項も、事業者の債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償責任を免除する条項の無効について規定した消費者契約法8条1項1号及び同項3号に反します。

(4) 小括

そこで、当団体は、貴社に対し、別紙条項など、消費者の貴社に対する債務不履行責任や不法行為責任にもとづく損害賠償請求及び債務不履行責任にもとづく解除権の行使を認めないこととする条

項を含む契約の締結を行わないことを求めます。

2 請求の要旨 2 について

消費者契約法は、適格消費者団体に対して、不当行為の停止を求める権限だけでなく、不当行為の停止又は予防に必要な措置をとることを求める権限も付与しています（消費者契約法 12 条）。

そこで、当団体は、貴社に対して、不当条項を含む契約の締結を行わないことを求めるとともに、不当行為の停止又は予防に必要な措置として、不当条項が記載された書面を破棄すること、並びに、不当条項を含む契約の締結を行わないこと及び不当条項が記載された書面を破棄すべきことを貴社の従業員らに指示することを求めます。

第 3 訴えを提起する予定の裁判所  
名古屋地方裁判所

以上

【別紙】

複写

「生体販売契約書の内容をご確認頂いた上で、署名捺印又はサインを頂き、その後、当生体の返品、交換、売買代金の返還、医療費を含む金銭の請求、損害賠償などの金銭的負担を強いる行為を要求することはできません。」

「感染症（パルボウイルス、ジステンパー等の命に関わる重大感染症）による補償も、加入して頂いた補償範囲内での適用とさせていただきます。感染症以外の、発病、疾患、体調不良等につきましても、同様にお引き渡し後は全て、加入して頂いた、補償範囲内での適用とさせていただきます。」

「当店お引き渡し後の通院や治療等の費用に関しては医療保険の加入・未加入を問わず加入医療保険内での補償適用となり、弊社からの一切の補償を行うことができませんのでご了承ください。」

「重大感染症及び感染症以外の発病、疾患、体調不良につきましてもお客様にご加入いただきました医療保険のみの適用とさせていただく事をご了承ください。」

「内部寄生虫や耳ダニに関しては100%発見し駆虫する事は獣医師でも困難となります。引き渡し後の補償に関しては補償適用範囲でのご対応になることをご了承ください。」

「ペット保険・・・病気・怪我の際、医療費の負担を補います。（引き渡し後の通院等、治療費の補償は致しかねますので、ご加入をお願いしております。）」

複写

複写

差出人 〒464-0075  
愛知県名古屋市中区丸の内1-17-31清原名古屋ビル2階黒岩総合法律事務所  
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

受取人 〒460-0002  
愛知県名古屋市中区丸の内1-17-31清原名古屋ビル2階黒岩総合法律事務所  
有限会社ワンラブ代理人

弁護士 黒岩 千晶先生

この郵便物は令和 4年 1月 7日  
第 12493013901 号書留内容証明郵便物  
として差し出したことを証明します。  
日本郵便株式会社  
受付通番: 2022010710591400100000 号

5 / 5 頁

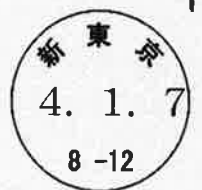
郵便認証司

4. 1. 7

新 東 京

4. 1. 7

8 -12



書留郵便物受領証 (お客様控)

〒464-0075 愛知県名古屋市千種区内山三丁目28-2 KS千種ビル6階F  
 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

受取人の氏名	引受番号	郵便料	申出損害 要償額	摘要
弁護士 黒岩 千晶	12493013901	2696円	- 円	ナイ、ハイ

日本郵便株式会社 新東京郵便局

※ 請求金額は上記金額に加えて謄本返送料金が1通につき304円 (複数の謄本について一括送付を指定された場合は指定された分につき503円) が加算されます (摘要覧の記号、ソク(速達)、ナイ(内容証明)、ハイ(配達証明))



受付通番 : 2022010710591400100000 号

